

樹木管理の基本理念・目的

基本理念

文化財保護に基づく安全な緑と歴史的景観の形成・継承

目的

- ・ 史跡「松山城跡」の遺構の保存及び天然記念物「松山城山樹叢」の保存・活用
- ・ より安全に、安心して利用できる公園への改善
- ・ 文化財を活かした松山特有の景観の形成による、文化財保護意識と郷土意識の高揚
- ・ 「保存状態の良好な文化財」、「安全・安心な公園」、「松山特有の景観」の継承

松山城山樹叢とは

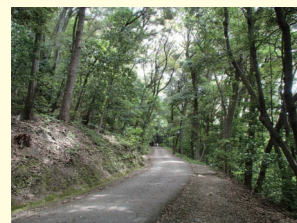
昭和24（1949）年に愛媛県教育委員会によって天然記念物に指定された城山の山林のことです。

樹木管理の主な課題

- ・ 倒木や延焼などから、石垣や建造物など松山城跡の遺構を守る必要がある。
- ・ 林の環境の悪化による松山城山樹叢の価値の低下を抑える必要がある。
- ・ 倒木や石垣の落下などから、利用者や周辺住民を守る必要がある。
- ・ 樹木を適切に維持・育成し、木陰や防音効果などを保つ必要がある。
- ・ 生い茂り過ぎた木から、石垣の見通しや本丸からの眺めを守る必要がある。
- ・ 外来植物や育ちの悪いサクラなどによる景観の悪化を抑える必要がある。



石垣上端に生育する樹木



貴重な松山城山樹叢



住宅地に近接して生育する樹木



数少ない広場の木陰



本丸石垣の眺望を遮る樹木

樹木整備・管理の視点

- (1) 遺構の保存に関する整備・管理
- (2) 松山城山樹叢の保存と活用に関する整備・管理
- (3) 安全と防災に関する整備・管理
- (4) 緑陰・緩衝効果に関する整備・管理
- (5) 景観に関する整備・管理



サクラ生育不良木

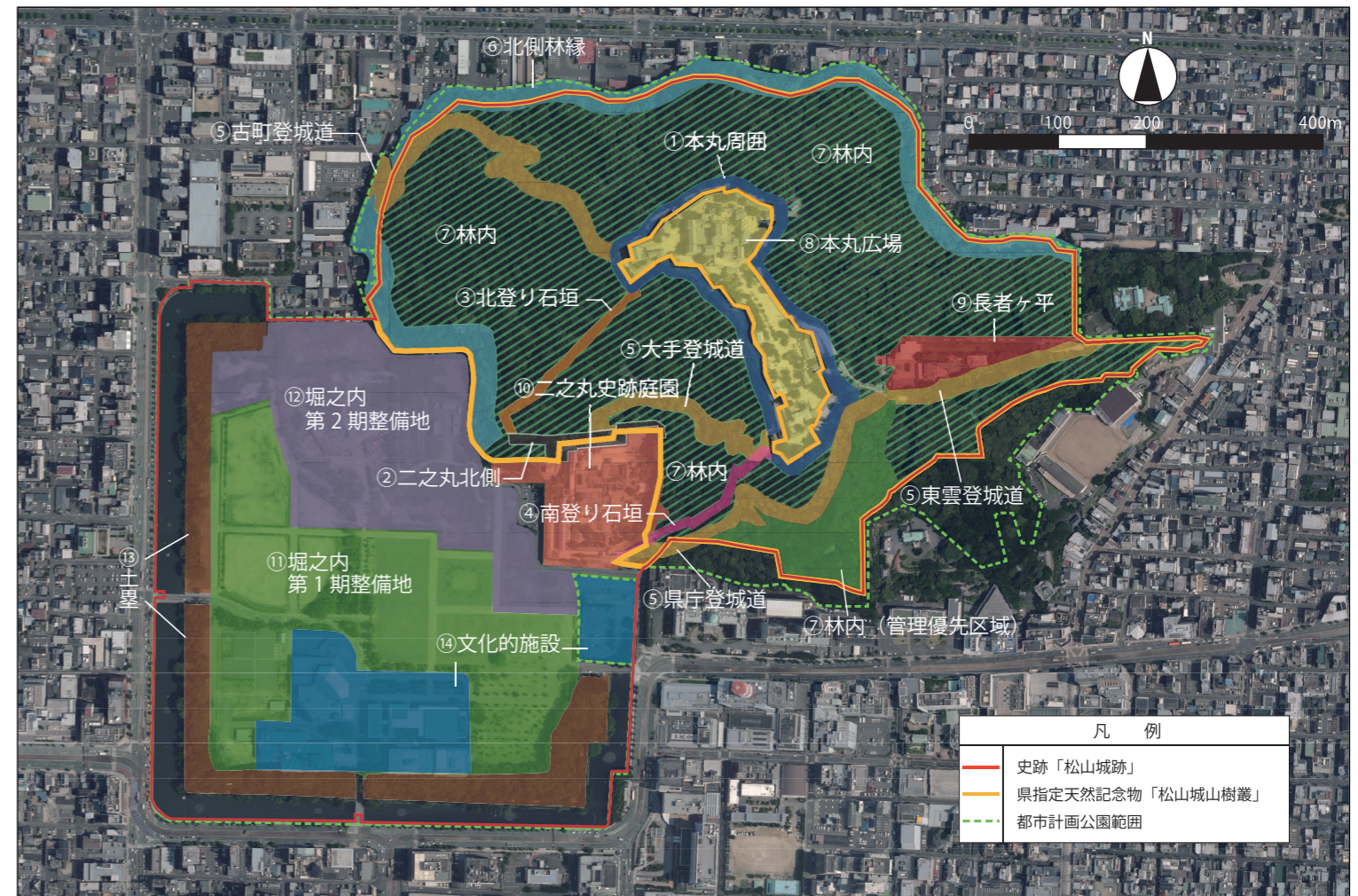


樹木管理計画

地区共通の整備・管理方法

- ・ 松山城跡の遺構を壊すおそれのある木や草は取り除きます。
- ・ 生物多様性に配慮しながら林の環境を回復し、松山城山樹叢の周知・活用を行います。
- ・ 倒木などのおそれがある危険な木は早期発見に努め、弱った木から取り除きます。
- ・ 緊急車両の通行の妨げとなる木は取り除きます。
- ・ 木陰や防音効果などを維持するため、木の健康回復又は植替えを行います。
- ・ 石垣の見通しや眺めを遮る木は取り除きます。
- ・ 枝打ちや植栽を行う場合は、松山城跡の遺構や景観への影響を最小限にとどめます。

地区区分と各地区の主な目的



凡例	
—	史跡「松山城跡」
—	県指定天然記念物「松山城山樹叢」
—	都市計画公園範囲

- | | |
|--|--|
| ①本丸周囲
・ 松山城跡の遺構を保存するとともに、石垣の見通しを良くします。 | ⑧本丸広場
・ 建造物や石垣を保存するとともに、城内からの見通しや市街地への眺めを良くします。
・ 育ちの悪い木の植替えなどを行い、より快適に利用できるようにします。 |
| ②二之丸北側
・ 登り石垣跡と松山城山樹叢を保存し、将来的に石垣跡を見学できる場所を目指します。 | ⑨長者ヶ平
・ 育ちの悪い木の植替えなどを行い、より快適に利用できるようにします。 |
| ③北登り石垣
・ 登り石垣と松山城山樹叢を保存するとともに、登城道からの石垣の見通しを良くします。 | ⑩二之丸史跡庭園
・ 城山公園（堀之内地区）第2期整備計画に基づき、植樹や張芝などにより緑豊かな場所にします。 |
| ④南登り石垣
・ 登り石垣と松山城山樹叢を保存するとともに、登城道からの石垣の見通しを良くします。 | ⑪堀之内第1期整備地
・ 育ちの悪い木の植替えなどを行い、より快適に利用できるようにします。 |
| ⑤登城道周辺
・ 倒木等により住居や道路に影響を及ぼすおそれがある木は、予防的に伐採を行います。 | ⑫堀之内第2期整備地
・ 城山公園（堀之内地区）第2期整備計画に基づき、植樹や張芝などにより緑豊かな場所にします。 |
| ⑥北側林縁
・ 「管理優先区域」を定めて林内の環境改善を試み、その成果を見極めながら、土砂災害に強い林を目指します。 | ⑬土塁
・ 土塁と木陰を保存するとともに、本来の姿である江戸時代の松林に近づけていきます。 |
| ⑦林内
・ 倒木や延焼などから、石垣や建造物など松山城跡の遺構を守る必要がある。 | |

計画期間

- ・ 令和6年度から令和15年度までの10年間で整備し、その後は松山城跡を取り巻く自然環境や社会情勢の変化に対応しながら、適切に管理を進めます。